

香芝市報道資料

令和8年10月15日

報道関係者各位

香芝市市長公室秘書広報課

特定教育・保育施設に対する指導監査の実施について

1 概要

令和8年10月13日付けで報道発表したことに関して、本日、10月15日（木）9時30分から13時15分まで、事故が発生した特定教育・保育施設において本市職員6人による指導監査を実施した。

2 指導監査の目的等

令和8年9月15日（火）に本市内の学校法人が運営する特定教育・保育施設において発生した、児童が凍らせたゼリーを喉に詰まらせ死亡した事故を受けて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第38条の規定により事前通告をしない指導監査を実施した。

指導監査は、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（令和8年3月30日こ成安第46号、7教参学第53号）こども家庭庁成育局安全対策課長、保育政策課長、成育環境課長及び母子保健課長並びに文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長連名通知）第3に、死亡事故等の重大事故が発生した場合は、必要に応じて事前通告をしない指導監査を実施するとあることから、事実関係を的確に把握するために実施するものである。

3 指導監査の結果

指導監査の結果については、令和8年12月ないし令和9年2月頃をめどに設置する予定の教育・保育施設等事故検証委員会（仮称）において実施する事後的な検証の結果等を踏まえて公表する予定である。

4 留意事項

亡くなられた児童の御遺族を始め関係者の心情に配慮いただくとともに、引き続き当該施設における静穏な教育・保育環境を確保するため、報道機関の皆様におかれましては、児童の御遺族や他の児童及びその保護者等への過度な取材はお控えいただくようお願いいたします。

また、現時点ではいまだ事後的な検証を終えていない段階であり、本件に関してSNS等において根拠のない憶測を真実であるかのように断定する表現は避け、関係者への誹謗中傷は厳に慎んでいただくよう要請します。

5 三橋市長コメント

改めて、お亡くなりになったお子様の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げます。

今回の指導監査は、事実関係を的確に把握することを目的に実施したものであり、引き続き特定教育・保育施設における安全対策に徹底して取り組んでいきます。

以 上



香芝市
Kashiba City

【問合せ先】

香芝市子ども家庭部

担 当：上平、平尾

所在地：〒639-0251

奈良県香芝市逢坂1丁目374番地1

電 話：0745-79-7520（代表）